

IV 地域保健班

1 母子保健事業

- (1) 健やか親子おきなわ 21(第2次)における北部保健所母子保健事業
- (2) 市町村と保健所における母子保健の体制
- (3) 妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業
- (4) 先進医療不妊治療助成制度
- (5) 小児慢性特定疾病医療費助成制度
- (6) 新生児マス・スクリーニング検査
- (7) 相互交流支援事業
- (8) 家庭訪問による支援
- (9) 管内母子保健推進員研修会及び交流会
- (10) 管内母子保健関係者等研修会
- (11) 関係機関との連携

2 精神保健福祉事業

- (1) 概要
- (2) 通院及び入院医療等関係事務
- (3) 精神保健福祉相談
- (4) 関係機関との連携
- (5) 研修
- (6) 社会復帰支援事業
- (7) 普及啓発活動
- (8) 自助組織活動支援

3 難病対策事業

- (1) 難病とは
- (2) 難病の行政施策
- (3) 特定医療費受給者の状況
- (4) 難病特別対策推進事業
- (5) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

4 原爆被爆者対策事業

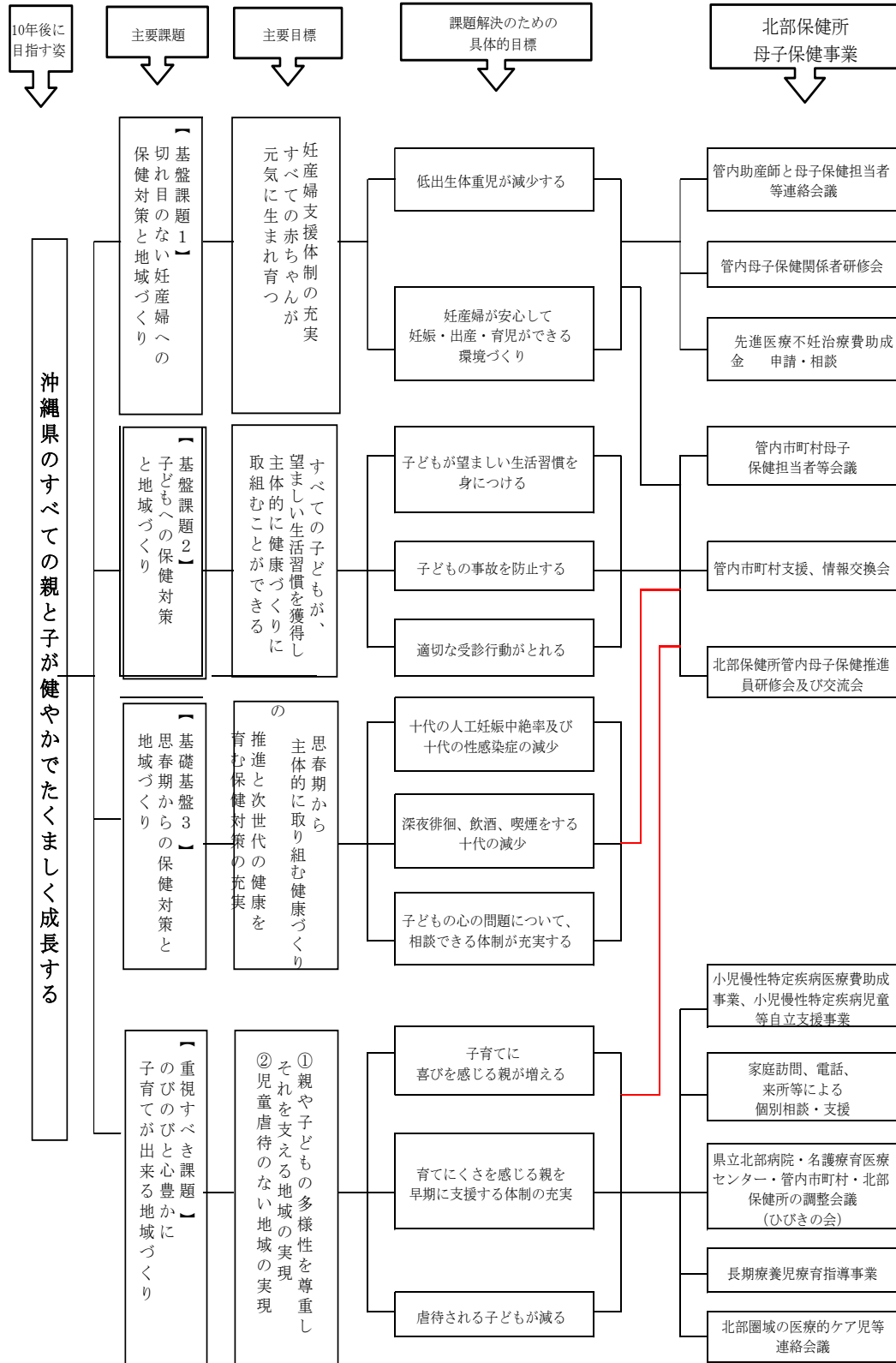
- (1) 被爆者とは
- (2) 原爆被爆者対策概要
- (3) 事業内容

5 特定町村支援事業

- (1) 北部保健所特定町村支援計画
- (2) 特定町村支援実施状況
- (3) 特定町村支援に関する会議及び研修等について

1 母子保健

● 健やか親子おきなわ 21 (第2次)における北部保健所母子保健事業



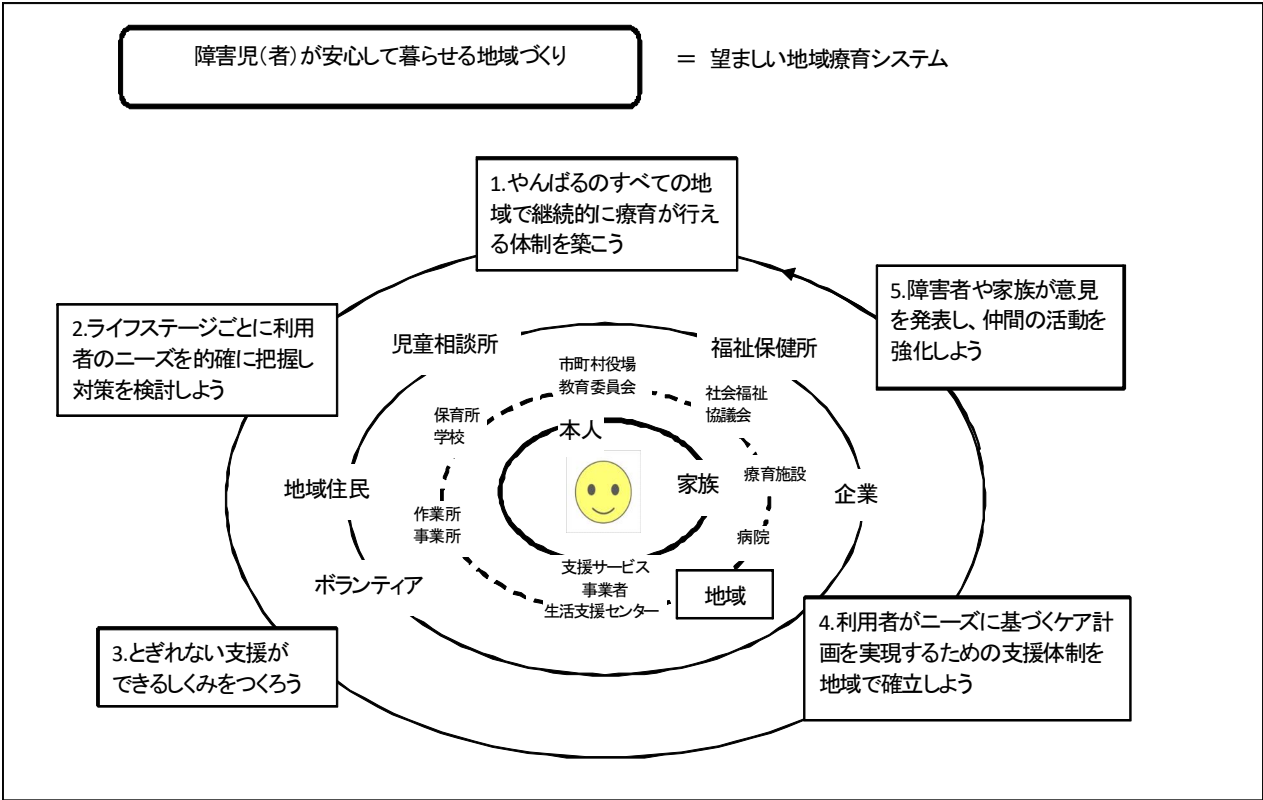
(2) 市町村と保健所における母子保健の体制

平成9年地域保健法の全面施行に伴い、市町村においては、住民にとって身近な頻度の高い一次的サービスを実施している。

保健所は、長期療養児等への訪問をはじめ、広域的・専門的な母子保健サービスや市町村相互の連絡調整及び研修を実施している。

時期	妊産婦期	乳児期	幼児期	学童・思春期	
年齢	妊娠	出生	1歳	1歳6ヶ月	3歳
助成制度	*親子健康手帳の交付				
	*出産・子育て応援交付金				
	*出生届 *乳幼児医療費助成				
	*低体重児出生届 *未熟児養育医療 *自立支援医療（育成医療）				
健診	*妊産婦健康診査 *乳児健診 *1歳6ヶ月児健診 *3歳児健診				
健康教育・相談	*母親学級 *離乳食実習 *育児学級 *思春期保健体験学習 				

図1 「連携に関するイメージ」



(3) 妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業

根拠：妊娠高血圧症候群等療養援護費支給要綱
妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるため7日以上入院した場合、費用の一部を支給。ただし、助産制度を活用した場合は対象とならない。

表1 年度別・疾患別給付状況（件数） *

年度	31	令和2	令和3	令和4	令和5
妊娠高血圧症候群	0	0	0	0	0
糖尿病	0	0	2	0	0
合計	0	0	2	0	0

(4) 先進医療不妊治療費助成制度

根拠：沖縄県先進医療不妊治療費助成事業助成金交付要綱

* 不妊症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち、厚生労働省の先進医療会議における審査等を受け、先進医療として告示されている不妊治療関連の技術に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付する制度。令和4年4月から施行され、受付を行っている。申請件数は、令和4年度が45件、令和5年度は78件であった。

(5) 小児慢性特定疾病医療費助成事業

根拠：児童福祉法第19条の2

平成16年11月、小児がんなど小児慢性特定疾患に罹患している児童に対し治療の普及促進を図り、併せて患者の医療費を助成する小児慢性特定疾患治療研究事業が児童福祉法に位置づけられた。その後、平成27年1月1日の児童福祉法の一部改正により、「小児慢性特定疾患治療研究事業」から新制度「小児慢性特定疾病医療費助成制度」へ移行し、対象疾病は11疾患群514疾病か

ら 14 疾患群 704 疾病に拡大され、令和 3 年 11 月から 16 疾患群 788 疾病となっている。対象者は、小児慢性特定疾病に罹患している 18 歳未満の児童であり、引き続き治療が必要な場合は、疾患に応じ 20 歳未満まで延長可能である（所得に応じた自己負担あり）。

令和 5 年度の新規申請件数は 24 件となり、受給件数（複数疾患受給者を含む）は 192 件である。

表 2 年度別疾患給付状況（複数疾患受給者を含む）（件数）

	計	悪性 新生物	慢性 腎疾患	慢性 呼吸器 疾患	慢性 心疾患	内分泌 疾患	膠原病	糖尿病	先天性 代謝 異常	血液 疾患	免疫 疾患	神経・ 筋疾患	慢性 消化器 疾患	先天 異常 症候群	皮膚 疾患	骨系統 疾患	脈管系 疾患
31	223	17	23	13	40	56	9	7	7	6	2	28	8	4	0	3	0
令和2	225	16	23	14	42	57	6	8	7	6	1	27	10	5	0	3	0
令和3	203	9	19	12	39	50	8	11	7	6	1	25	10	4	0	2	0
令和4	215	10	16	17	37	62	6	12	8	6	2	23	8	6	0	2	0
令和5	192	7	14	14	33	56	5	12	7	6	2	21	7	5	0	3	0
(%)	100	5.6	9.0	6.6	18.1	26.6	3.2	4.7	3.4	2.8	0.8	11.7	4.1	2.3	0	1.2	0

疾患別給付状況では内分泌疾患が 26.6%で最も多く、次いで慢性心疾患、神経・筋疾患の順となっている。

表 3 受給者年齢別状況（複数疾患受給者を含む） 令和 5 年度（件数）

	悪性 新生物	慢性 腎疾患	慢性 呼吸器 疾患	慢性 心疾患	内分泌 疾患	膠原病	糖尿病	先天性 代謝 異常	血液 疾患	免疫 疾患	神経・ 筋疾患	慢性 消化器 疾患	先天 異常 症候群	皮膚 疾患	骨系統 疾患	脈管系 疾患	合計	%
0 歳	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	2.1
1～5 歳	2	1	9	14	4	0	1	1	0	0	5	1	2	0	0	0	40	20.8
6～9 歳	1	3	1	7	16	0	1	2	1	0	3	1	2	0	2	0	40	20.8
10～15 歳	2	4	1	7	21	5	4	2	2	0	8	3	0	0	1	0	60	31.3
16～17 歳	2	4	1	3	12	0	5	1	3	1	2	0	0	0	0	0	34	17.7
18～19 歳	0	2	2	1	1	0	1	1	0	1	2	2	1	0	0	0	14	7.3
計	7	14	14	33	56	5	12	7	6	2	21	7	5	0	3	0	192	100.0

年齢別受給状況では、10～15 歳が最も多く、次いで 1～5 歳と 6～9 歳が多い。
6～9 歳、10～15 歳では内分泌疾患、1～5 歳児では慢性心疾患が多くなっている。

表 4 市町村別・疾患群別給付状況（複数疾患受給者を含む） 令和 5 年度（件数）

	悪性 新生物	慢性 腎疾患	慢性 呼吸器 疾患	慢性 心疾患	内分泌 疾患	膠原病	糖尿病	先天性 代謝 異常	血液 疾患	免疫 疾患	神経・ 筋疾患	慢性 消化器 疾患	先天 異常 症候群	皮膚 疾患	骨系統 疾患	脈管系 疾患	計
合計	7	14	14	33	56	5	12	7	6	2	21	7	5	0	3	0	192
名護市	5	8	9	19	34	4	8	3	5	1	13	5	2	0	3	0	119
国頭村	0	1	1	2	1	1	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	10
大宜味	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
東村	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
今帰仁	0	1	1	5	7	0	2	2	0	0	2	0	2	0	0	0	22
本部町	2	3	1	5	7	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	24
伊江村	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	6
伊平屋	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	5
伊是名	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

表5 受診医療機関状況（令和5年度）

※主とは主たる医療機関を示す

医療機関名	主	医療機関名	主
沖縄県立北部病院	70	沖縄県立中部病院	2
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	65	みやぎ小児科クリニック	2
琉球大学病院	33	医療法人しおり会 みゆき小児科	2
大宮医院	6	名古屋大学医学部附属病院	1
社会福祉法人五和会 名護療育医療センター	4	医療法人がんじゅう 安謝小児クリニック	1
社会福祉法人敬愛会 ちばなクリニック	3	友愛医療センター	1
北部地区医師会病院	2	計	192

医療機関別では、県立北部病院が70件（約36%）と最も多く、次いで南部医療センター・こども医療センター、琉球大学病院の順となっている。

（6） 新生児マス・スクリーニング検査

根拠：先天性代謝異常検査等実施要領

新生児マススクリーニング検査は、先天性代謝異常の早期発見・早期治療により、精神運動発達遅滞等の心身障害の発生を防止するために行っている。平成26年10月には新しい検査方法であるタンデムマス法による検査を導入した。平成29年7月には、脂肪酸代謝異常症であるCPT2欠損症を追加したため、検査対象疾患は合計20疾患となり、甲状腺機能低下については、先天性甲状腺機能低下症に加えて、中枢性甲状腺機能低下症を発見できるよう、令和元年11月よりTSH検査に加えFT4検査を開始した。令和5年度第1回マススクリーニング連絡協議会にて、一卵性または性別一致の多胎児は偽陰性となる場合があるため2回目の検査を行うこととなった。

令和5年度は、受診状況の確認が必要な要精密検査対象者はいなかった。

（7） 相互交流支援事業

根拠：小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱，沖縄県長期療養児療育指導事業実施要領

小児慢性特定疾病児童等が相互に又はボランティア等と交流することで、コミュニケーション能力の向上、情報の交換及び社会性の涵養を図り、もって小児慢性特定疾病児童等の自立の促進を図ることを目的に実施している。令和5年度は実施なし。

(8) 家庭訪問による支援

根拠：地域保健法第6条、児童福祉法19条

表6 訪問支援実施状況

実人員（延）

年度	妊産婦	未熟児	乳児	幼児	長期療養児	その他	合計：実（延）
31	1(1)	0	0	1(1)	28(58)	0	30(60)
令和2	1(2)	1(2)	0	0	19(35)	0	21(39)
令和3	0	0	0	0	14(29)	0	14(29)
令和4	0	0	0	0	24(62)	0	24(62)
令和5	0	0	0	0	28(81)	0	28(81)

(9) 管内母子保健推進員研修会及び交流会

根拠：母子保健法第8条，地域保健法第6条第1号・第8号，第8条

管内の母子保健推進員が日頃の母子保健推進員活動の意見交換を行い、資質向上と市町村間の交流を図ることを目的に、平成7年から市町村輪番制で実施し26回目を迎えた。

表7 実施状況

実施日	場所	内容	講師	参加数
令和5年 12月4日	名護市民会館 中ホール	＊10年以上活動者表彰 ＊研修会・交流会 ①講話「乳幼児期からの むし歯予防」 ②グループワーク 「講話の感想、日頃の活 動について」	歯科衛生士 當山 さつき氏	71人

(10) 管内母子保健関係者等研修会

根拠：母子保健法第8条

H28年度までは「市町村母子保健関係者研修会」として実施。

管内の母子保健を担当する保健師及び関係職員の資質向上を目的に実施している。

表8 実施状況

実施日	場所	内容	講師	参加数
令和6年 1月24日	北部保健所	①講話「事業紹介と多職種 連携で支援した事例につい て～若年妊産婦や経済的リ スクがある等社会的リスク の高い親子への支援～」 ②ゆいはあとについて ～沖縄県ひとり親家庭生活 支援事業～	一般社団法人 TAKE-OFF 代 表理事/社会福祉士 宇根美幸 氏 ②沖縄県母子寡婦福祉連合 会 沖縄県マザーズスクエ アゆいはあと北部 統括責任者 岸本美智子氏 副責任者 田制トモ子	30人

(11) 関係機関との連携

根拠：母子保健法第8条，地域保健法第6条第1号・第8号，第8条，母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱

関係機関と連携し情報共有や意見交換を行うことにより、管内母子保健事業を円滑に推進できることを目的に実施している。

表9 会議の実施状況

会議名	実施年月日・頻度	参加機関・者	内容
市町村母子保健担当者等会議	令和5年6月27日	○市町村保健師、母子保健担当者 ○保健所	1 報告（母子保健における保健所保健師の役割、妊娠時間診票の管内の状況について、精神科医相談の活用について） 2 意見交換：母子健康包括支援センターの機能強化について
管内助産師と母子保健担当者等連絡会議	令和6年1月24日	○管内産婦人科助産師 ○市町村保健師、母子保健担当者 ○保健所	1 北部保健所管内の状況について 2 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援について 3 子育て支援地域連絡票の活用について
北部圏域の医療的ケア児等連絡会議 （旧：医療が必要な北部圏域在宅長期療養児（者）連絡会議）	令和5年9月28日	○県立北部病院 ○名護療育医療センター ○市町村 ○訪問看護事業所 ○相談支援事業所 ○北部福祉事務所 ○保健所	1 北部圏域の医療的ケア児等の現状について 2 レスパイトに関連したサービスの現状について 3 就園支援についての事例紹介
「ひびきの会」 （県立北部病院・名護療育医療センター・管内市町村・北部保健所の調整会議） ※平成25年度より、管内市町村保健師も参加	毎月1回 （第1または第2火曜日） 年12回	○県立北部病院 ○名護療育医療センター ○市町村 ○保健所	目的：医療・療育・保健関係者が一堂に会し、未熟児や長期入院児、障害児等の健やかな成長に向けた支援に関する情報を情報交換し、支援関係者間の円滑な連携を図ることで、対象児や保護者が安心して生活できることを目指す。 主な内容：未熟児、長期入院児、障害児、子育て支援が必要な親子等の支援に関する情報交換等。

2 精神保健福祉事業

(1) 概要

平成 16 年に「精神保健医療福祉の改革ビジョン」で示された「入院医療中心から地域生活中心」の理念を実現するため、精神障害者の地域生活への移行を促進する動きが活発化した。

また、平成 29 年 2 月には、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉、住まい、社会参加（就労）等が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが新たな理念として掲げられた。

沖縄県は、平成 30 年 4 月に示された「地方自治体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」に基づき「沖縄県措置入院者退院後支援計画マニュアル」を作成し、精神障害者が地域で安心して生活を送ることができる支援体制づくりを推進している。

令和 4 年の一部法改正では、精神保健福祉法が障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利擁護を図るものであることが明確となり、地域生活の支援の強化等により精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制を整備することが求められている。

当保健所における精神保健福祉事業は下記のとおりである。

北部保健所の精神保健福祉事業	通院及び入院医療等関係業務	自立支援医療（精神通院）申請に関する業務 医療保護入院退院届・定期病状報告等事務 措置入院に関する業務 精神障害者保健福祉手帳申請に関する業務 精神科病院実地指導 緊急時の対応（22 条申請・23 条通報）
	精神保健福祉相談	来所相談、電話相談、訪問指導 精神科医による精神保健福祉相談 酒害等相談
	関係機関との連携	市町村精神保健福祉担当者会議 退院後支援会議及びケア会議 精神保健福祉事業連絡会（市町村・地域生活支援センターウェブ・市町村社会福祉協議会・北部保健所） 北部圏域自殺対策連絡会議 北部圏域アルコール依存症連絡会議
	研 修	精神保健福祉関係者研修会 アルコール依存症支援者研究会 北部保健所自殺対策支援者研修会
	社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の支援	精神障害者地域移行・地域定着支援事業 措置入院者退院後支援
	普及啓発	自殺対策事業、普及啓発事業（自殺対策強化月間、自殺予防キャンペーン事業） 精神保健普及活動（パネル展、チラシ、ポスターの配布）
	自助組織活動支援	やんばる断酒友の会、源河断酒絆の会 やんばる家族絆の会 認知症の方と家族の会「なごみの会」 北部地区精神療養者家族会「黎明会」 不登校・ひきこもりの会「北部ひきこもりを考える会」
	市町村への協力及び連携	市町村からの相談への対応 市町村主催会議への参加等 情報提供、技術協力及び支援

(2) 通院及び入院医療等関係事務

ア 自立支援医療（精神通院）制度

根拠：障害者総合支援法第 58 条

「自立支援医療」は、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療である。平成 18 年 4 月より根拠法令が精神保健福祉法から障害者自立支援法に、平成 25 年 4 月より障害者総合支援法に移行した。なお、当該制度を利用することにより、自立支援医療費の 90%は医療保険及び公費で負担され、自己負担割合は 10%となる。但し、本県では復帰特別措置により自己負担についても特別公費負担措置が講じられてる。また、申請窓口は市町村となっている。

図 1 自立支援医療（精神通院）認定件数

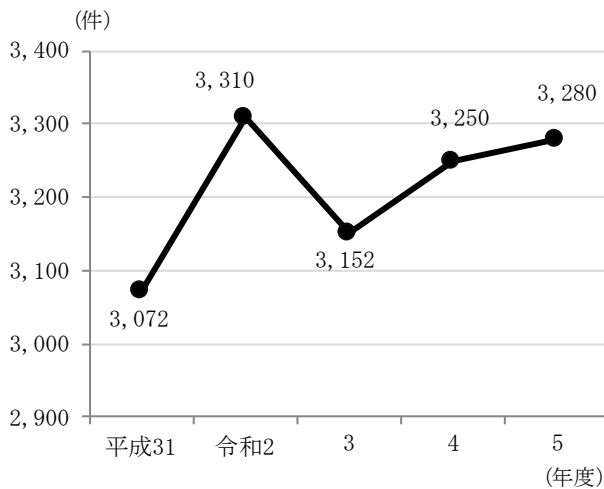


図 2 自立支援医療（精神通院）の分類

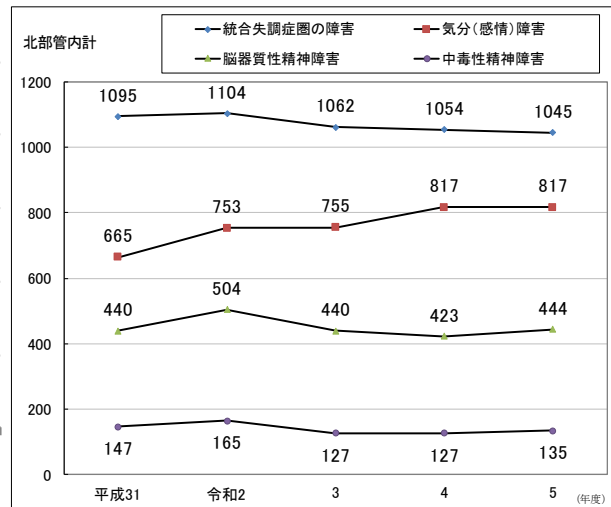


表 1 市町村別・疾病別自立支援医療（精神通院）認定件数

令和 5 年度

疾病名	脳器質性精神障害		中毒性精神障害	統合失調症圏の障害	気分（感情）障害	心因反応等	神経症圏の障害	生理的障害等関連行動症候群	人格障害	知的障害	心理的発達障害	小児青年期行動情緒障害	その他精神障害	てんかん	合計
	アルツハイマー型認知症	その他器質性精神障害													
市町村名															
名護市	178	103	92	624	555	1	170	2	7	36	72	38	0	235	2,113
国頭村	5	3	4	51	28	0	9	0	0	1	3	0	0	17	121
大宜味村	3	13	5	49	16	0	4	0	0	1	5	2	0	8	106
東村	1	2	1	23	11	0	3	2	2	0	9	1	0	6	61
今帰仁村	26	22	10	80	66	0	25	0	2	1	5	1	0	32	270
本部町	42	38	18	164	108	6	32	0	2	11	17	5	0	44	487
伊江村	1	6	5	41	26	0	4	0	0	1	1	0	0	10	95
伊平屋村	1	0	0	6	5	0	1	0	0	0	1	0	0	2	16
伊是名村	0	0	0	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	11
計	257	187	135	1,045	817	7	248	4	13	51	113	47	0	356	3,280
割合	8%	6%	4%	32%	25%	0%	8%	0%	0%	2%	3%	1%	0%	11%	100%

イ 医療保護入院

根拠：精神保健福祉法第 33 条

自傷他害のおそれはないが、精神保健指定医の診察の結果入院が必要と認められた患者について、本人の同意が得られない場合に、保護者の同意により行われる入院制度である。精神科病院は 10 日以内に最寄りの保健所長を経て知事へ届け出なければならない。

表 2 市町村・医療機関別医療保護入院届出件数

	もとぶ記念病院	宮里病院	合計
名護市	18	84	102
国頭村	1	6	7
大宜味村	0	4	4
東村	3	2	5
今帰仁村	10	8	18
本部町	22	4	26
伊江村	6	1	7
伊平屋村	0	0	0
伊是名村	1	1	2
その他	2	8	10
令和 5 年度	63	118	181
令和 4 年度	64	104	168
令和 3 年度	72	90	162

図 3 管内医療保護入院届出件数の推移

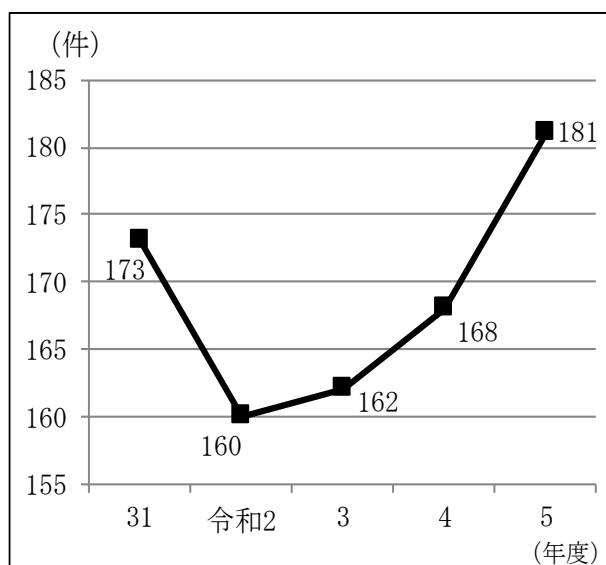


表 3 疾病別医療保護入院届出件数

疾病名	脳器質性精神障害		中毒性精神障害	統合失調症圏の障害	気分（感情）障害	神経症圏の障害	生理的障害等関連行動症候群	人格障害	知的障害	心理的発達障害	小児青年期行動情緒障害	てんかん	その他	合計
	アルツハイマー型認知症	その他器質性精神障害												
令和 5 年度	44	51	12	56	10	3	0	1	4	0	0	0	0	181
令和 4 年度	49	29	7	67	10	2	0	1	3	0	0	0	0	168
令和 3 年度	40	24	7	70	16	2	0	0	1	0	0	2	0	162

ウ 措置入院

根拠：精神保健福祉法第 29 条

措置入院とは、入院させなければ精神障害のために自傷他害のおそれがある患者に対して知事の権限により行われる入院制度である。精神保健指定医 2 名による診察の結果、それぞれで入院が必要と認められることが条件である。保健所が行う措置入院のための診察は、一般人からの保護申請（法第 22 条）、警察官通報（法第 23 条）、精神科病院の管

理者の届出（法第 26 条の 2）等に基づく調査のうえ、必要と認めた時に知事が指定する精神保健指定医によっておこなわれる。

表 4 警察官通報等措置入院件数の推移

年度	平成 31	令和 2	3	4	5
申請・通報・届出に基づく保健所受理件数	21	12	8	9	8
保健所受理の措置入院件数	8	5	3	7	3
検察官通報による管内措置入院件数	10	9	7	5	4

図 4 申請・通報・届出及び措置入院件数

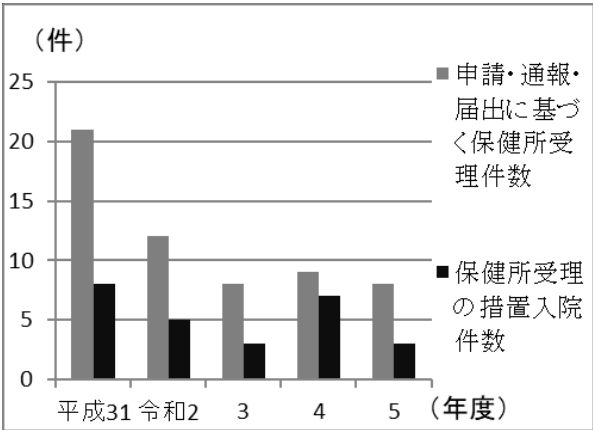
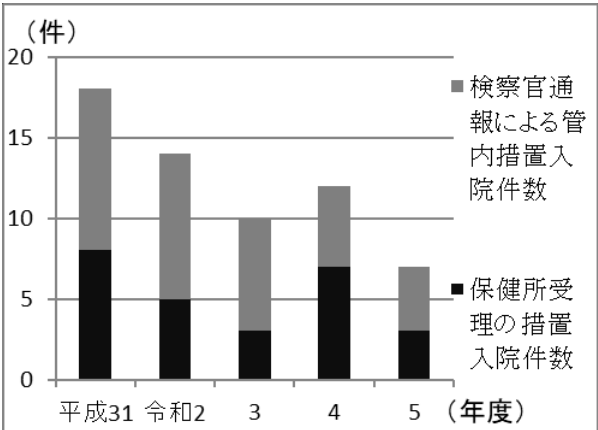


図 5 管内措置入院件数



エ 精神障害者保健福祉手帳

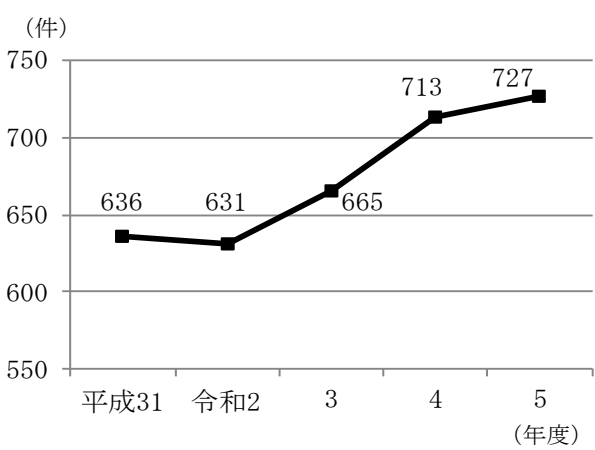
根拠：精神保健福祉法第 45 条

精神障害者に対する各種の支援策を講じやすくし、その社会復帰の促進と、自立と社会参加の促進を図るために創設された制度で、平成 7 年 10 月 1 日に申請受付が開始された。精神障害のために日常生活や社会生活に制約を持つ方で希望する方に交付される。なお、申請窓口は市町村となっており、有効期間は 2 年間である。

表 5 精神障害者保健福祉手帳交付件数

市町村	年度	平成 31	令和 2	3	4	令和5		
						計	1級	2級
名護市		404	404	426	458	461	115	276
国頭村		26	22	27	28	28	10	13
大宜味村		18	24	22	21	21	2	17
東村		20	8	13	21	20	5	12
今帰仁村		60	63	59	64	55	11	30
本部町		75	82	80	96	98	24	63
伊江村		23	21	27	18	32	10	14
伊平屋村		6	1	7	1	8	1	5
伊是名村		4	6	4	6	4	3	1
合計		636	631	665	713	727	181	431

図 6 精神障害者保健福祉手帳交付件数の推移



オ 精神科病院実地指導

根拠:精神保健福祉法第 38 条の6

精神科病院において人権に配慮した適正な精神医療を確保し、精神障害者の社会復帰及び社会参加を促進することを目的として、当保健所所管区域内の2病院に対し実地指導を行った。

- ・医療法人タピック 宮里病院(令和5年9月 12 日、令和5年 11 月 20 日)
- ・医療法人博寿会 もとぶ記念病院(令和5年9月 26 日)

(3) 精神保健福祉相談

ア 相談及び訪問指導

根拠：精神保健福祉法第 47 条

保健師や精神保健福祉相談員による来所相談、電話相談及び家庭訪問での指導を行っている。令和5年度の来所相談は延 99 件、電話相談延 1,104 件、メール相談 6 件、訪問指導は実人員 35 件、延 106 件となっている。その他の相談としては、家族や地域住民から未治療や中断者への対応相談等がほとんどである。

表 6 相談状況

(人)

年度	来所相談									電話相談 延数	メール相談 延数	訪問指導	
	実人員	延人員										実人員	延人員
		老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康づくり	その他	小計				
令和5	52	1	1	16	0	0	0	81	99	1104	6	35	106
令和4	53	0	1	14	0	0	0	53	68	1025	5	37	84
令和3	34	2	0	17	0	1	0	60	80	1060	5	25	81
令和2	50	1	0	15	0	0	2	59	77	960	3	63	129
平成31	66	1	0	32	0	0	2	109	144	951	1	80	195

イ 精神科医による精神保健福祉相談（予約制）

精神障害の疑いがあり医療に結びついていない者や治療中断者、家族や支援者が対応に困っている者等を対象に、精神科医の相談を実施し、精神医学的な判断や助言を得て、適正な医療を受けることや対応について検討することで、障がいをもちながらも本人や家族が地域で安心して生活するための一助とすることを目的に実施している。

表 7 令和5年度実施状況

実施回数	4 回
相談者実数	4 人
相談者延数	5 人

未治療事例の家族相談が2件、保健所支援事例の相談が2件、市町村困難事例の検討が1件であり、医療の必要性や支援の方法について確認した。

ウ 酒害等相談（予約制）

アルコール依存症をはじめとするアディクションの問題で困っている本人や家族、支援者等を対象に、アディクション問題の当事者である相談員による相談を実施し、治療への動機付けの一助とすること、病気の理解や関わり方等を考えることを目的に実施している。

表 8 令和 5 年度実施状況

実施回数		0 回
相談者実数		0 人
相談者延数		0 人

（４） 関係機関との連携

ア 市町村精神保健福祉担当者的会識

目的： 北部保健所及び管内市町村精神保健福祉担当者が情報交換や検討を行い、相互の連携の強化を図り、精神保健福祉事業のさらなる向上を図る。

表 9 精神保健福祉に関する会識等

令和 5 年度

実施月日	参加者	内 容
令和 5 年 6 月 12 日	管内市町村精神保健福祉担当者及び保健師	(1)精神保健福祉業務に関すること (2)精神保健・医療・福祉の向上に関すること (3)その他

イ 退院後支援会識及びケア会識、精神保健福祉事業連絡会

支援関係機関と連携し精神保健福祉業務を円滑に推進するためにケース会識や連絡会等を開催、または参加している。

表 10 ケース会識等

令和 5 年度

会識名	回数	参加者	内 容
退院前調整会識及びケア会識	61	医療機関（医師・ケースワーカー等）市町村保健師、相談支援事業所、地域関係者（区長・民生委員・児童委員）、保健所等	入院中の患者や処遇困難事例等について、退院前の在宅支援調整や適正な医療を確保し地域で安心して生活を送るために具体的な支援方針等を協議、確認等を行う。
精神保健福祉事業連絡会	42	市町村、相談支援事業所、保健所等（開催場所：大宜味村・東村・今帰仁村・本部町・伊江村・伊平屋村）	市町村及び相談支援事業所で困っている事例の課題共有や対応についての検討、精神保健事業を進めていくための調整等を行う。
相談事業所ウェブ・北部保健所連絡会識	12	相談支援事業所ウェブ、北部保健所	北部保健所及び相談事業所ウェブが連携を密にし、管内の精神障害者が適切な生活支援・療養が受けられる体制づくりを目的として、個別支援事例の対応や課題の共有を行う。

ウ 北部圏域アルコール依存症連絡会議

目的：関係機関の役割・連携を明確化し、相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を構築する。

表 11 北部圏域アルコール依存症連絡会議

実施月日	参加者	内 容
令和 5 年 12 月 20 日	管内市町村、北部福祉事務所、精神科医療機関、救急医療機関、警察署、消防署、パーソナルサポートセンター、相談支援事業所、断酒会	(1) 支援・治療を望まない依存症者に対する支援・連携について (2) 依存症者に対する地域における居場所づくりについて (3) 北部圏域におけるアルコール対策に関する評価指標について

(5) 研修

ア 精神保健福祉関係者研修会

目的：令和 4 年精神保健福祉法改正により精神保健に課題を抱える者も市町村の相談支援の対象になることが明文化。地域住民の身近な市町村職員が、精神保健に関する相談支援におけるスキルを向上させることを目的に開催。

対象：管内市町村、地域包括支援センター等にて精神保健に関する相談を受ける者

表 12 精神保健福祉関係者研修会

開催日	内容	講師	参加者数
令和 5 年 12 月 8 日	テーマ「相談支援者の心構え～対象者の困りごと・生きづらさに焦点を当てた支援～」	中部保健所精神保健班 宮里明美	39

イ アルコール依存症支援者研修

目的：北部保健所管内のアルコール依存症に関わる支援者がアルコール依存症について理解を深めるとともに、相談面接により相談対象者のニーズを捉えることで、アルコール依存症の本人とその家族へ効果的な支援ができることを目的に開催。

対象：アルコール問題を有する本人やその家族の相談業務に従事する支援者

表 13 アルコール依存症支援者研修

開催日	内容	講師	参加者数
令和 6 年 3 月 1 日	テーマ「アルコール依存症の特徴を踏まえた相談面接について～事例からアセスメントのポイントを学ぶ～」	医療法人晴明会 糸満晴明病院 精神保健福祉士・社会福祉士山城涼子	20

ウ 自殺対策支援者研修会

目的：北部保健所管内の自殺関連の相談業務に従事している方が希死念慮を持つケースからの相談に適切に対応できるスキルを身に付けることを目的として研修を開催する。

対象：市町村、医療機関、地域包括支援センター、相談事業所等

表 14 自殺対策支援者研修会（集合研修）

開催日	内容	講師	参加者数
令和 5 年 10 月 19 日	テーマ「自殺・自傷行為の理解と対応 ～死にたいという気持ちに向き合えるように～」	琉球こころのクリニック 院長 大鶴卓	24

（6）社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の支援

ア 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

目的：精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院、その他の保健医療機関、地域援助事業者、市町村における障害保健福祉の担当部局、福祉事務所、保健所等の関係者の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、精神疾患における入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する。

（ア）北部圏域精神障害者地域移行支援者連絡会議

目的：精神障害者の地域移行・地域定着を推進するために支援関係者が一堂に会し情報交換を行い、相互理解を深める。

表 15 北部圏域精神障害者地域移行支援者連絡会議

実施月日	参加者	内 容
令和 6 年 2 月 14 日	相談支援事業所、精神科医療機関、管内市町村、北部福祉事務所 地域福祉班	(1) 北部圏域の現状と課題 (2) 地域移行支援に関連する改正精神保健福祉法 (3) 北部圏域における精神障害者の地域移行支援について

（イ）精神障害者地域移行研修会

目的：精神科病院の職員が、地域移行・地域定着支援事業について理解を深め、長期入院患者の地域移行の必要性を理解し、退院支援に関心を高め、長期入院者の地域移行支援を円滑にすすめることを目的に研修会を行う。

表 16 精神障害者地域移行研修会

開催日	対象	内容	開催場所
令和 6 年 2 月 29 日	もとぶ記念病院 (医師、看護師、相談員、作業療法士等)	精神保健福祉の動向、国・県・もとぶ記念病院における入院患者状況、長期入院から退院できた事例及び退院後地域で利用できるサービス	もとぶ記念病院

イ 措置入院者退院後支援

根 拠：精神保健福祉法第 47 条

目 的：措置入院者について、退院後に社会復帰の促進及び自立と社会
経済活動への参加の促進のために必要な医療等の支援を適切かつ
円滑に受ける事ができることを支援する。

退院後支援計画交付者：5 人

(7) 普及啓発活動

ア 自殺対策事業

(ア) 自殺対策強化月間及び自殺予防週間普及啓発事業

根拠：自殺対策基本法第 7 条、精神保健福祉法第 46 条

目的：広く地域住民に対して自殺の現状や自殺予防に関する正しい知識の普及啓発及
び相談窓口の周知を目的とする。

方法：自殺予防週間(令和5年9月 10 日～16 日実施)

北部圏域市町村地域包括支援センター及び北部圏域自殺対策連絡会構成員へ普及
啓発用のチラシ・リーフレットを配布。

自殺対策強化月間(令和6年3月実施)

北部圏域自殺対策連絡会構成員へ普及啓発用のリーフレットを配布

(8) 自助組織活動支援

名 称	開催日	場 所
断酒会 やんばる断酒友の会（沖縄県断酒会）	毎週火曜日 19:00～21:00	北部保健所
源河断酒絆の会	毎週水曜日 13:00～15:00 毎週木曜日 19:00～21:00	名護市源河例会場 (名護市字源河 2534-62)
やんばる家族絆の会	毎月 第3月曜日 19:00～21:00	北部保健所
沖縄県認知症の人と家族の会「なごみの会」	休会中	調整中
北部地区精神療養者家族会「黎明会」	休会中	北部保健所
不登校・ひきこもりの会 「北部ひきこもりを考える会」	毎月 第3木曜日 19:00～21:00	北部保健所
AA 「AA 山原グループ」	毎週金曜日 20:00～21:30	北部保健所

3 難病対策事業

(1) 難病とは

根拠：難病の患者に対する医療等に関する法律 第1条

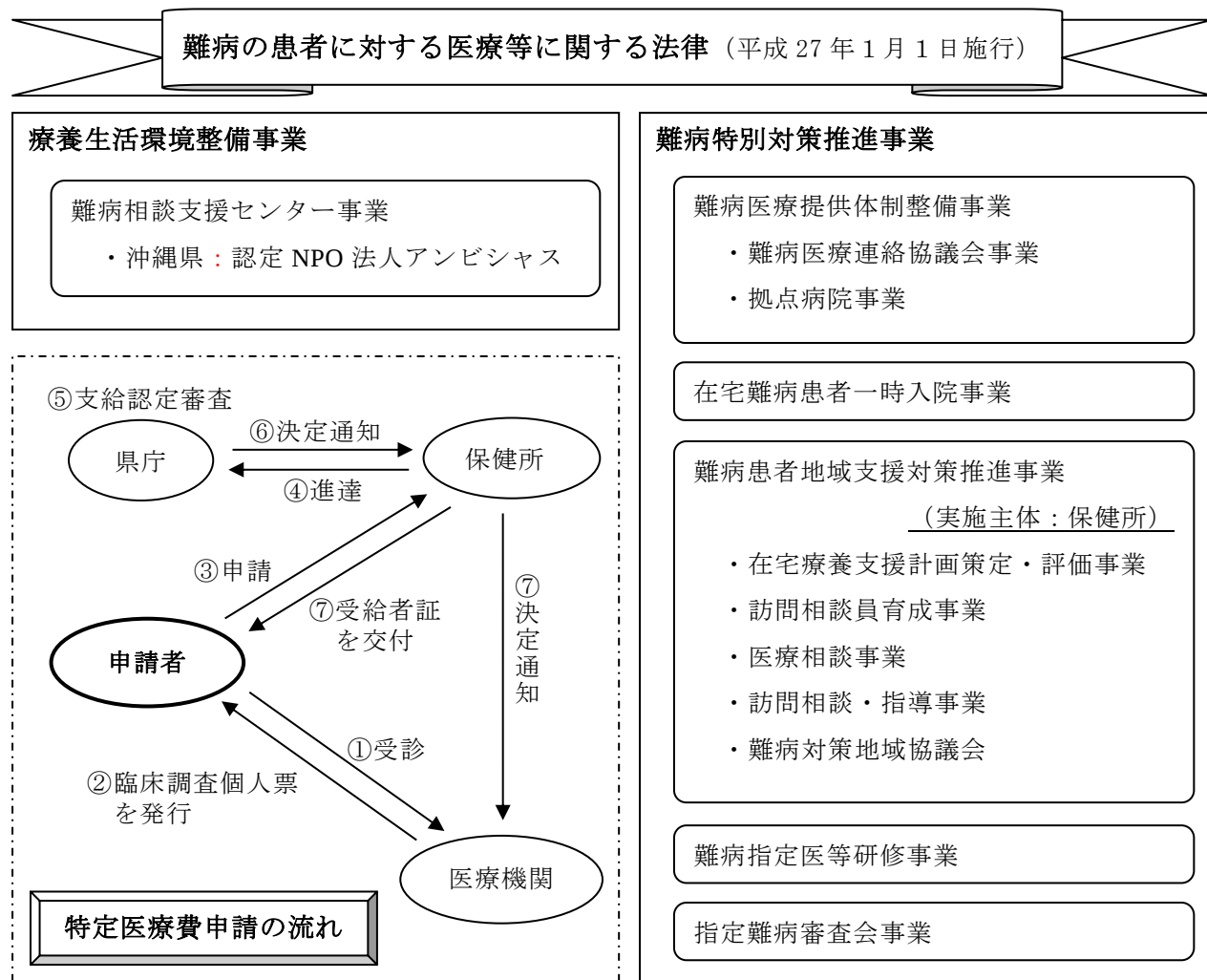
- ・発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病
- ・罹患することにより長期にわたり療養を必要とする疾病

(2) 難病の行政施策

沖縄県においては、昭和48年より「特定疾患治療研究事業」の公費負担が開始され、治療研究の推進と医療費の自己負担分助成の事業が実施された。平成7年7月に申請窓口を本庁より保健所に移し、「難病対策事業」が開始された。

事業開始時は、医療費の自己負担分は全額公費負担であったが、平成10年5月から重症患者以外の患者については定額による一部自己負担が導入され、さらに、平成15年10月からは所得に応じた一部自己負担限度額の見直し等大幅に制度の改定が行われた。

平成26年の難病法制定に伴い公費負担制度の改定が行われ、平成27年1月より「特定医療費（指定難病）」として開始され、対象疾病（指定難病）が110疾病、7月には306疾病に拡大された。平成29年、平成30年、平成31年、令和3年に対象拡大があり、令和5年3月現在は、338疾病が対象になっている。



(4) 難病特別対策推進事業

根拠：難病の患者に対する医療等に関する法律 第28条1

難病患者及びその家族に対し、医療及び日常生活に係る相談・助言等を行ない、疾病に対する不安や療養生活上の悩み等の軽減を図る。また、地域の関係機関との連携により、保健・医療・福祉の総合的なサービスを提供し、地域における患者及び家族の生活の質の向上と安心できる療養生活の確保を図ることを目的に下記の事業を実施している。

ア 公費負担制度申請時の相談

公費負担制度申請時の面接にて、患者及び家族へ必要なサービス等の情報提供を実施。

表2 公費負担制度申請時の受理件数

年度	件数
令和3	410
令和4	979
令和5	977

表3 公費負担制度申請時の相談延件数

年度	件数
令和3	162
令和4	158
令和5	151

イ 訪問相談事業

保健師が在宅難病患者の家庭を訪問し、関係機関と連携を図りながら支援を実施。

表4 訪問相談事業（保健師による家庭訪問）

年度	実人員	延人員	疾病名
令和3	11	17	筋萎縮性側索硬化症、進行性核上性麻痺、筋ジストロフィー、 脊髄小脳変性症 等
令和4	13	47	
令和5	17	39	

表5 関係機関との連携

	開催回数	参加機関（延）	疾病名
ケア会議	5	22	筋萎縮性側索硬化症、進行性核上性麻痺 等

ウ 北部圏域在宅難病患者支援者連絡会議

根拠：難病の患者に対する医療等に関する法律 第32条

概要：在宅難病患者の支援関係者と災害対策や支援体制の構築や課題解決について協議。

R6年度開催に向け、R5度は情報の収集と課題把握に努めたため会議は中止とした。

エ 在宅難病療養者支援関係者研修会

在宅療養難病患者を支援している保健・医療・福祉関係者が難病特性について理解を深めることにより、在宅難病患者及び家族の支援に活かすことを目的とする。

R6年度開催に向け、R5度は情報の収集と課題把握に努めたため会議は中止とした。

(4) 難病特別対策推進事業

根拠：難病の患者に対する医療等に関する法律 第28条1

難病患者及びその家族に対し、医療及び日常生活に係る相談・助言等を行ない、疾病に対する不安や療養生活上の悩み等の軽減を図る。また、地域の関係機関との連携により、保健・医療・福祉の総合的なサービスを提供し、地域における患者及び家族の生活の質の向上と安心できる療養生活の確保を図ることを目的に下記の事業を実施している。

ア 公費負担制度申請時の相談

公費負担制度申請時の面接にて、患者及び家族へ必要なサービス等の情報提供を実施。

表2 公費負担制度申請時の受理件数

年度	件数
令和3	410
令和4	979
令和5	977

表3 公費負担制度申請時の相談延件数

年度	件数
令和3	162
令和4	158
令和5	151

イ 訪問相談事業

保健師が在宅難病患者の家庭を訪問し、関係機関と連携を図りながら支援を実施。

表4 訪問相談事業（保健師による家庭訪問）

年度	実人員	延人員	疾病名
令和3	11	17	筋萎縮性側索硬化症、進行性核上性麻痺、筋ジストロフィー、 脊髄小脳変性症 等
令和4	13	47	
令和5	17	39	

表5 関係機関との連携

	開催回数	参加機関（延）	疾病名
ケア会議	5	22	筋萎縮性側索硬化症、進行性核上性麻痺 等

ウ 北部圏域在宅難病患者支援者連絡会議

根拠：難病の患者に対する医療等に関する法律 第32条

概要：在宅難病患者の支援関係者と災害対策や支援体制の構築や課題解決について協議。

R6年度開催に向け、R5度は情報の収集と課題把握に努めたため会議は中止とした。

エ 在宅難病療養者支援関係者研修会

在宅療養難病患者を支援している保健・医療・福祉関係者が難病特性について理解を深めることにより、在宅難病患者及び家族の支援に活かすことを目的とする。

R6年度開催に向け、R5度は情報の収集と課題把握に努めたため会議は中止とした。

(3) 特定医療費受給者の状況

表 1 疾病別・年度別交付件数

疾病 CD	疾 病 名	年度別受給者数		
		R3	R4	R5
2	筋萎縮性側索硬化症	0	9	11
3	脊髄性筋萎縮症	0	0	2
5	進行性核上性麻痺	18	18	15
6	パーキンソン病	91	91	94
7	大脳皮質基底核変性症	5	5	5
8	ハンチントン病	4	3	4
10	シャルコー・マリー・トゥース病	2	2	3
11	重症筋無力症	25	29	32
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	6	7	10
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー	1	1	1
15	封入体筋炎	1	0	0
17	多系統萎縮症	3	4	6
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	8	8	8
19	ライソゾーム病	1	1	0
22	もやもや病	6	5	7
26	HTLV-1関連脊髄症	3	4	5
28	全身性アミロイドーシス	0	1	0
34	神経線維腫症	2	1	1
35	天疱瘡	1	1	0
36	表皮水疱症	1	1	1
37	膿疱性乾癬(汎発型)	2	2	1
40	高安静脈炎	2	2	2
41	巨細胞性動脈炎	0	1	1
42	結節性多発動脈炎	0	0	1
43	顕微鏡的多発血管炎	8	6	6
44	多発血管炎性肉芽腫症	0	3	3
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	4	5	6
46	悪性関節リウマチ	2	2	1
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	1	1	1
49	全身性エリテマトーデス	113	109	110
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	18	15	17
51	全身性強皮症	23	26	26
52	混合性結合組織病	9	11	10
53	シェーグレン症候群	18	18	20
54	成人スチル病	4	2	2
55	再発性多発軟骨炎	0	1	1
56	ベーチェット病	6	7	6
57	特発性拡張型心筋症	31	24	24
58	肥大型心筋症	1	0	1
60	再生不良性貧血	8	8	7
61	自己免疫性溶血性貧血	0	0	2
63	特発性血小板減少性紫斑病	15	15	16
64	血栓性血小板減少性紫斑病	0	1	0
65	原発性免疫不全症候群	3	3	3
66	IgA 腎症	15	14	20
67	多発性嚢胞腎	8	8	7
68	黄色靱帯骨化症	14	14	15
69	後縦靱帯骨化症	32	29	34
70	広範脊柱管狭窄症	2	2	1
71	特発性大腿骨頭壊死症	12	15	17
72	下垂体性ADH分泌異常症	1	1	1
74	下垂体性PRL分泌亢進症	0	0	1
75	クッシング病	0	0	1
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	2	2	2
78	下垂体前葉機能低下症	7	8	9
83	アジソン病	2	2	1

令和5年4月1日～令和6年3月31日

疾病 CD	疾 病 名	年度別受給者数		
		R3	R4	R5
84	サルコイドーシス	17	16	17
85	特発性間質性肺炎	14	17	17
86	肺動脈性肺高血圧症	4	4	4
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	2	2	2
89	リンパ脈管筋腫症	1	1	1
90	網膜色素変性症	19	18	18
91	バッド・キアリ症候群	1	0	0
92	特発性門脈圧亢進症	1	1	1
93	原発性胆汁性胆管炎	51	48	50
95	自己免疫性肝炎	9	7	8
96	クローン病	27	26	25
97	潰瘍性大腸炎	84	86	85
98	好酸球性消化管疾患	1	2	2
107	若年性突発性関節炎	1	2	1
113	筋ジストロフィー	9	8	8
115	遺伝性周期性四肢麻痺	3	3	3
118	脊髄髄膜瘤	0	0	1
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	1	1	1
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	0	0	1
127	前頭側頭葉変性症	2	2	2
140	ドラベ症候群	1	1	1
144	レノックス・ガストー症候群	1	1	1
156	レット症候群	1	1	1
158	結節性硬化症	0	1	2
159	色素性乾皮症	2	1	1
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	2	1	1
163	特発性後天性全身性無汗症	1	2	1
167	マルファン症候群	1	1	1
168	エーラス・ダンロス症候群	0	1	1
188	多脾症候群	1	1	1
195	スーナン症候群	1	1	1
203	22q11.2欠失症候群	1	1	1
208	修正大血管転位症	1	1	1
209	完全大血管転位症	1	1	1
210	単心室症	1	0	0
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	1	1	2
215	ファロー四徴症	2	2	1
221	抗糸球体基底膜腎炎	0	2	2
222	一次性ネフローゼ症候群	21	24	24
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1	2	2
224	紫斑病性腎炎	3	0	1
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	0	1	1
231	α1-アンチトリプシン欠乏症	1	0	0
235	副甲状腺機能低下症	1	2	2
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	1	1	1
254	ボルフィリン症	0	1	1
266	家族性地中海熱	1	1	1
271	強直性脊椎炎	5	6	5
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	1	1	0
283	後天性赤芽球癆	1	1	2
285	ファンconi貧血	1	0	0
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	1	1	1
300	I g G 4 関連疾患	1	1	1
306	好酸球性副鼻腔炎	8	11	14
330	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	1	1	2
331	特発性多中心性キャッスルマン病	4	5	5
合計		858	871	911

(4) 難病特別対策推進事業

根拠：難病の患者に対する医療等に関する法律 第28条1

難病患者及びその家族に対し、医療及び日常生活に係る相談・助言等を行ない、疾病に対する不安や療養生活上の悩み等の軽減を図る。また、地域の関係機関との連携により、保健・医療・福祉の総合的なサービスを提供し、地域における患者及び家族の生活の質の向上と安心できる療養生活の確保を図ることを目的に下記の事業を実施している。

ア 公費負担制度申請時の相談

公費負担制度申請時の面接にて、患者及び家族へ必要なサービス等の情報提供を実施。

表2 公費負担制度申請時の受理件数

年度	件数
令和3	410
令和4	979
令和5	977

表3 公費負担制度申請時の相談延件数

年度	件数
令和3	162
令和4	158
令和5	151

イ 訪問相談事業

保健師が在宅難病患者の家庭を訪問し、関係機関と連携を図りながら支援を実施。

表4 訪問相談事業（保健師による家庭訪問）

年度	実人員	延人員	疾病名
令和3	11	17	筋萎縮性側索硬化症、進行性核上性麻痺、筋ジストロフィー、 脊髄小脳変性症 等
令和4	13	47	
令和5	17	39	

表5 関係機関との連携

	開催回数	参加機関（延）	疾病名
ケア会議	5	22	筋萎縮性側索硬化症、進行性核上性麻痺 等

ウ 北部圏域在宅難病患者支援者連絡会議

根拠：難病の患者に対する医療等に関する法律 第32条

概要：在宅難病患者の支援関係者と災害対策や支援体制の構築や課題解決について協議。

R6年度開催に向け、R5度は情報の収集と課題把握に努めたため会議は中止とした。

エ 在宅難病療養者支援関係者研修会

在宅療養難病患者を支援している保健・医療・福祉関係者が難病特性について理解を深めることにより、在宅難病患者及び家族の支援に活かすことを目的とする。

R6年度開催に向け、R5度は情報の収集と課題把握に努めたため会議は中止とした。

オ 訪問指導（訪問診療事業）

在宅難病患者に対して専門医、理学療法士、保健師等による訪問を行ない、診療または療養指導を実施することにより難病患者及び家族の療養上の不安を軽減し、QOL 向上を図ることを目的としている。

令和5年度は1件。在宅難病患者や家族へ、理学療法士による身体機能の評価及び在宅療養における介助方法の評価と指導を実施。

カ 医療講演会及び医療相談会

難病患者及び家族が療養生活における社会資源等の情報を習得するとともに、患者同士の交流により疾病に対する不安や療養生活における悩みを軽減し、患者・家族間の自助力を高め、療養生活の安定を図ることを目的としている。

表6 医療講演会および医療相談会の開催状況

日時	令和6年3月7日(木)14:00～16:00
対象	進行性の神経・筋疾患難病患者家族および支援者
内容	①北部管内における神経・筋疾患指における指定難病公費負担制度の 受給者状況および利用できる制度や事業について 報告:保健所 難病担当 ②医療講演「神経・筋疾患(難病)を生きる人を支える倫理」 講師:琉球大学病院 地域・国際医療部 臨床倫理士 金城 隆展 氏 ③交流会「日常生活において困っている事・工夫していること」 講師(体験談):ALS 協会 運営委員 北部地区担当 金城 恵子氏

(5) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

根 拠:平成12年2月1日より、これまで本庁で実施されていた「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業」の公費負担申請事務が保健所へ移行された。

目 的:先天性血液凝固因子障害等患者の医療費の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより患者の負担軽減を図る。

対象疾患:先天性血液凝固因子欠乏症及び血液凝固因子製剤に起因する HIV 感染症

対 象 者:20 歳以上の者(血液凝固因子製剤に起因する HIV 感染者については20 歳未満でも対象となる)

表7 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者の年次推移

年度	令和3	令和4	令和5
交付件数	2	2	2

4 原爆被爆者対策事業

(1) 被爆者とは

被爆者とは、原子爆弾が投下された際、広島・長崎において直接被爆した人と、原子爆弾が投下されてから2週間以内に、広島市内長崎市内に立ち入った人等で、被爆者健康手帳を所持している人をいう。

(2) 原爆被爆者対策概要

原爆被爆者については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、健康診断及び医療の給付、並びに諸手当の支給を講じている。平成9年12月より保健所において、健康診断、居住地等変更の業務が実施されるようになった。

(3) 事業内容

健康診断業務と保健指導。健康診断には、一般検査・がん検査、精密検査がある。

①前期健康診断（6月頃）、②後期健康診断（11月頃）、③希望による健康診断（2月頃）、④被爆者二世の方の健康診断（11月、2月頃）を委託医療機関（県立北部病院等）で実施。

表1 令和5年度健診受診状況

		男	女	計
対象者	被爆者	2	3	5
	二世	2	0	2
	平均年齢(二世を除く)	82.5	80.3	81.2
一般健診受診状況(人)	前期	0	0	0
	後期	0	0	0
	希望	0	0	0
	二世	0	0	0
	延人数	0	0	0
	実人数	0	0	0
がん検診受診状況(人)	胃	0	0	0
	肺	0	0	0
	乳	0	0	0
	子宮	0	0	0
	大腸	0	0	0
	多発性骨髄腫	0	0	0
	実人数(複数受診有)	0	0	0
要精査	人数	0	0	0
	未受診数	0	0	0

* 受診者への健康相談や要精査者へ精査結果の確認を実施

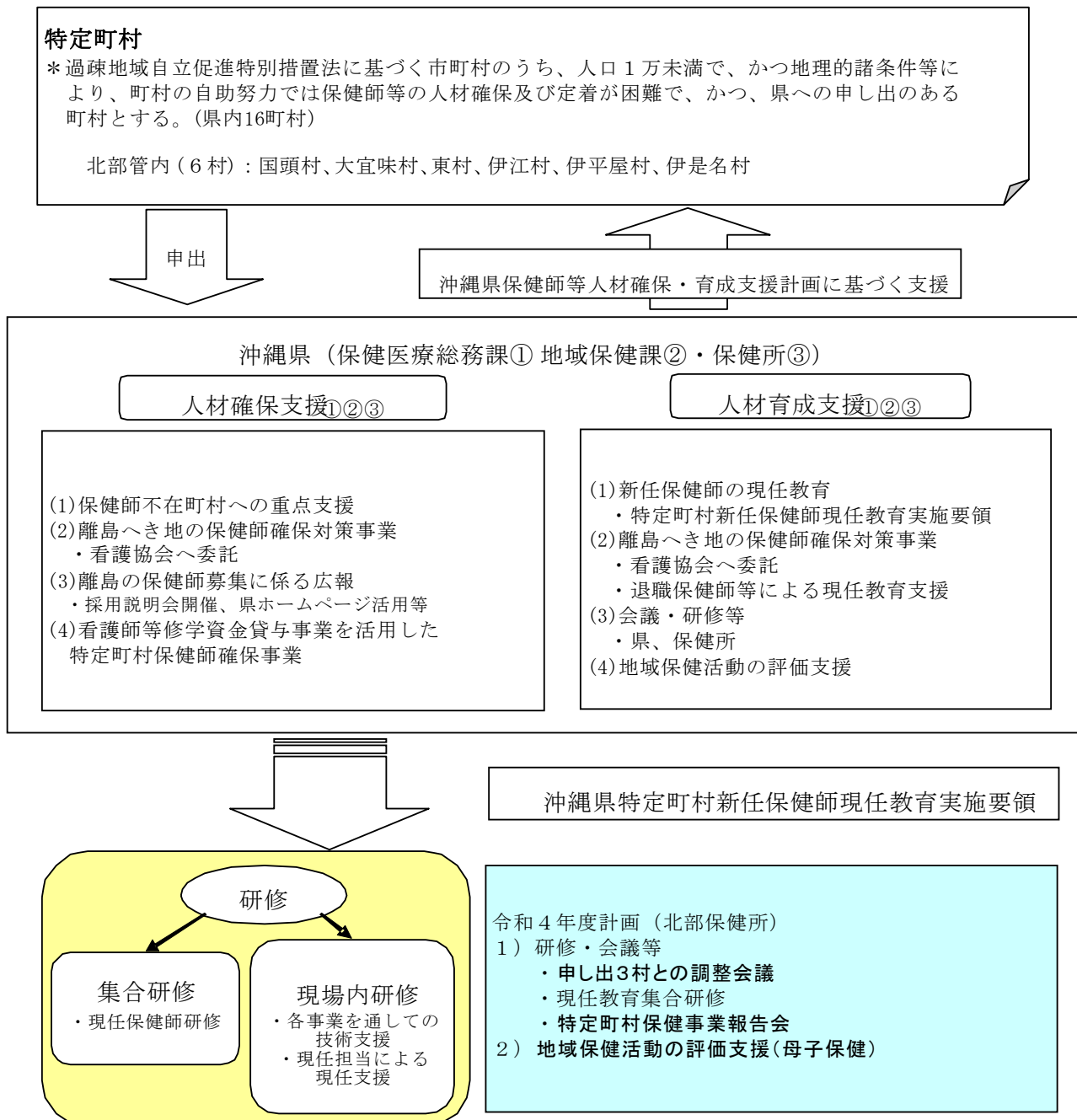
* 未受診者は、施設入所者や医療機関入院中の方を含む。

5 特定町村支援事業

特定町村においては、保健・医療の専門職種の確保が困難なため、住民に必要な保健サービスの提供が充分でない現状がある。保健所では、沖縄県特定町村保健師等人材確保・育成支援計画に基づき、特定町村からの求めに応じ、保健事業を効果的に推進するため関係機関との連携を密にし、必要な専門職種確保に努め、チームによる地域の保健活動の支援を図る等、特定町村の保健事業を適正かつ効果的に推進するため、特定町村保健師に対する現任教育をはじめ事業を実施している。

法的根拠：地域保健法第 21 条、第 10 次沖縄県特定町村保健師等人材確保・育成支援計画（平成 30 年度～令和 4 年度）

（１） 北部保健所特定町村支援計画



(2) 特定町村支援実施状況

ア 管内特定町村の保健師の配置状況

令和4年度

管内の特定町村	国頭村	大宜味村	東村	伊江村	伊平屋村	伊是名村
保健師数	3人	2人	2人	5人	2人	2人

*管内の特定町村（5村）は伊是名村を除き平成19年度から複数配置となっている。

伊是名村は平成27年度、平成29年度、令和3年度が1人の配置になり、令和4年度は複数配置となった。

イ 技術的指導助言（現場内研修）

所内の関係事業班と調整を行いながら、各事業担当を中心に個別や事業をととした技術的指導助言を行う。

(3) 特定町村支援に関する会議及び研修等について

会議・研修	内 容
北部管内特定町村新任保健師等現任教育・集合研修	対象者：特定町村新任保健師2人、名護市新任保健師4人、保健所新任保健師5人を対象に実施 ○第1回 日時：令和4年7月15日 参加：9人（大宜味村1人、伊是村名1人、名護市3人、保健所4人） ※看護協会1人 内容：初回面接の進め方と「おやっ！」と感じた事例の継続支援の意義 ○第2回 日時：令和4年12月9日 参加：10人（大宜味村1人、伊是村名1人、名護市2人、保健所4人） ※保健所ファシリテーター2人 内容：事例検討会をとおり行政保健師（市町村、保健所保健師）の役割を理解する。 ○第3回 日時：令和4年12月23日 参加：8人（大宜味村1人、伊是村名1人、名護市3人、保健所4人） ※ワザダーバー：保健所2人、県立北部病院小児科医1人 内容：新任保健師が関係機関（名護療育医療センター）の役割を理解する。

調整会議及び 報告会	○大宜味村 ・令和4年5月18日：申し出内容の調整 ・令和5年2月1日：村の保健事業報告及び意見交換（健康づくり等） ○伊江村 ・令和5年2月27日：村の保健事業報告及び意見交換（母子保健、精神保健福祉、健康づくり等） ○伊是名村 ・令和5年6月20日：申し出内容の調整 ・令和6年2月28日：村の保健事業報告及び意見交換
特定町村新任 保健師に対する 現任教育	○新任保健師現任教育：伊是名村の支援（沖縄県看護協会に委託）
地域保健活動 の評価支援	○大宜味村：母子保健（メンタルヘルス不調がある母親の支援相談） ○伊江村：母子保健（子育て世代包括支援センターの評価支援） ○伊是名村：母子保健（子育て世代包括支援センターの機能強化支援、メンタルヘルス不調がある母親の支援相談）
保健所内 調整会議	○コロナ禍のため紙面で供覧し、調整会議は実施なし